

新潟市管工事業協同組合 青年部規約

(目的)

第1条 この青年部は新潟市管工事業協同組合（以下「組合」という）傘下事業所の後継者を中心として組織し、会員相互の人格を陶冶、資質の向上をはかり以って管工事業界の時代を担う経営者及び指導者を養成すると共に業界の健全なる発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この青年部は新潟市管工事業協同組合青年部（以下「青年部」という）と称し組合内に設置する。

(事務局)

第3条 青年部の事務局は組合内に置く。

(規定の制定)

第4条 この規約で定めるもののほか必要な事項は規定で定める。

(事業)

第5条 第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種研修会及び講習会の開催
- (2) 組合の振興に必要な建議提言
- (3) 会員相互の親睦に関する事業
- (4) その他目的達成のため必要と認める事業

(会員)

第6条 会員の資格は青年部の趣旨に賛同する次の各号に掲げるものとし、組合所属の事業所より2名までとする。

- (1) 組合所属事務所の事業主、後継者又は事業主が認める役員及び従業員。
 - (2) 年齢は満50歳に達した年の年度末まで会員の資格を有する。
 - (3) 役員は満50歳以上であっても任期満了まで会員の資格を有する。
- 2 組合事務局に限り、前条の各号に該当する者は複数名加入することができる。

(加入)

第7条 会員の資格を有するものは役員会の承認を得て加入することができる。

(脱退)

第8条 会員はあらかじめ青年部に通知したうえで事業年度の終わりに脱会することができる。

- 2 前項の通知は事業年度90日前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(機関)

第9条 青年部に全員協議会を置く。

(全員協議会)

第10条 全員協議会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。ただし臨時全員協議会の必要を認めるときは何時でも開催することができる。

(全員協議会の議決)

第11条 全員協議会はこの規約で定めるもののほか次に掲げる事項を承認又は議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 規定の設定、変更又は廃止
- (3) 事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算報告
- (5) その他全員協議会において必要と認める事項

(役員)

第12条 役員の定数は7～12名とする。

- (1) 部長 1名
- (2) 相談役 1名
- (3) 副部長 若干名
- (4) 専務 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 若干名

(役員の職務)

第13条 部長は青年部を代表し業務を執行する。

- 2 相談役は青年部の運営等について、部長並びに役員全体及び事務局の相談にあたる。
- 3 副部長は部長を補佐し、部長に事故又は欠員が生じたときはその業務を代行する。
- 4 専務は部長及び事務局を補佐し、青年部の運営等を部長及び事務局と相談しその運営にあたる。
- 5 幹事は部の運営にあたる。
- 6 部長及び副部長がともに事故又は欠員のときは、専務が代理者となる。
- 7 部長及び副部長及び専務が事故又は欠員のときは、全員協議会において幹事のうちから代理者又は代行者1名を定める。
- 8 監事は何時でも会計の帳簿及び書類を閲覧し部長に対し会計に関する報告を求めることができる。

(役員を選任)

第14条 役員は全員協議会において選任し再選は妨げない。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。

- 2 補欠(定数増に伴う場合の補充を含む)のため選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(相談役)

第16条 青年部は、必要により若干名の相談役を置くことができる

- 2 相談役は、役員会にて選任する。
- 3 任期は役員任期と同様とし、再任を妨げない。

(会議招集)

第17条 全員協議会は部長が招集する。

(議事)

第18条 全員協議会の議事は半数以上が出席し(委任状を含む)その議決は出席事業者の過半数で決する。1事業所における議決権は一票とする。可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長選出)

第19条 全員協議会の議長は出席者の中から選任する。

(経費)

第20条 青年部の運営に必要な経費は次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) その他の収入
- 2 会費は1名につき年額(20,000円)とし徴収時期及び方法、その他必要な事項は全員協議会において定める。

(事業年度)

第21条 青年部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(施行期日)

附則

1. この規約は昭和57年10月20日から施行する。
2. 昭和57年度の事業開始は第20条の規定にかかわらず発会式の日からとする。
3. 発会式において選任された役員の任期は第15条の規定にかかわらず昭和58年度に招集される全員協議会の日までとする。
4. 昭和60年5月28日（一部改正）
5. 昭和63年3月5日（一部改正）
6. 平成2年6月（一部改正）
7. 平成11年6月（一部改正）
8. 平成15年4月24日（一部改正）
9. 平成16年4月22日（追加）
10. 平成19年4月25日（一部改正）
11. 平成26年5月30日（一部改正）
12. 平成27年5月28日（一部改正）
13. 令和元年5月23日（一部改正）
14. 令和3年6月11日（一部改正）
15. 令和5年5月12日（一部改正）